

さわやか環境推進員の手引き



土浦市市民生活部

(令和7年度改訂版)

さわやか環境推進員制度の概要

1 さわやか環境推進員の委嘱

さわやか環境推進員は、地域住民のうち、社会的信望があり、かつ、地域における生活環境の向上に熱意と見識をお持ちの方で、地区長の推薦を受けた方から市長がボランティアとして委嘱するものです。

また、推進員の人数は町内のごみ集積場の数に応じて次の表が上限となります。

ごみ集積場の設置数	推進員の人数
1か所以上20か所以下	2人
21か所以上30か所以下	3人
31か所以上40か所以下	4人
41か所以上50か所以下	5人
51か所以上	6人

2 推進員の任期

推進員の任期は、2年間です。

なお、任期途中で交代した場合、交代された方の任期は、前任者の残任期間となります。(交代する場合は、地区長から市へ届け出をお願いします。)

3 推進員の役割及び活動

推進員の皆さんには、その属する町内会・自治会の区域において、市と市民とのパイプ役として、地域の良好な環境保全のために次の活動をお願いします。町内会・自治会の皆さんと協力し、無理のない範囲から活動していただくようお願いします。

(1) ごみの分別の徹底、排出期日の励行などごみの適正排出についての啓発及び推進

町内のごみ集積場で、きちんとごみが分別されているか、ごみを出す日が間違っていないか等の確認をお願いします。

正しい分別方法や収集日がわからない方には、周知をお願いします。(分別方法等については、次ページ「ごみの分別・適正排出を啓発及び推進するためのポイント」をご参照ください。)

ごみの分別・適正排出を啓発及び推進するためのポイント

■主なポイント

- ★指定のごみ袋が使用され、袋の口はしばってあるか？
- ★ごみが種別ごとに分別され、それぞれ指定の出し方で集積場に出されているか？
- ★種別ごとに指定された排出日が守られているか？
- ★決められた時間（可燃・不燃・生ごみ・容プラは朝8時半、資源は朝9時）までに、集積場に出されているか？

■分別方法について

○燃やせるごみ（可燃集積場）

汚れた紙くず、木製品、革製品、布製品、葉、雑草、
ビニール・プラスチック製品、ペットの砂やシートなど

《出し方》 土浦市指定ごみ袋（赤色）

※使用済み紙おむつは、「オムツ」と記入し、透明または半透明の袋で出せます。

※剪定した枝は直径10センチ、長さ50センチ程度にして紐でしばって出せます。



○生ごみ（可燃集積場）

調理生ごみ、茶がらなど

《出し方》 水切りをして生ごみ専用袋（黄色）

※フィルター、水きり用に使う三角コーナーネット、新聞、
ごみを入れた小分けのビニールも一緒に捨てられます。



○容器包装プラスチック（可燃集積場）

のマークがついているプラスチック製の容器や包装

《出し方》 汚れている物は、水で軽く洗い、透明または半透明の袋



○燃やせないごみ（不燃集積場）

皿、茶碗、植木鉢などの陶磁器類、
鍋、やかん、おもちゃ、かさ、掃除用具などの金属類、
鏡、コップなどのガラス類、
アイロン、扇風機、電気釜などの小型家電製品

《出し方》 土浦市指定ごみ袋（青色）

※袋から出てしまうものは、粗大ごみに出してください。

※かさ、柄の長い掃除用具は袋から出しても回収します。



○資源になる物（分別収集）（資源集積場）

- ・ **缶類** : ジュース・ビールの缶、お茶の缶、缶詰めの缶など
- ・ **ビン類** : ジュース・ビール・酒のビン、調味料のビンなど
- ・ **乾電池** : アルカリ電池・ボタン電池、リチウムイオン電池など
- ・ **紙類** : 新聞 → 新聞紙と折り込みチラシ
ダンボール
ざつ紙 → 雑誌・コピー・紙箱・紙袋・パンフレットなど
- ・ **古布** : 衣類、毛布など（中綿の入ったもの、汚れがひどいものは可燃ごみ）
- ・ **ペットボトル** :  のマークがある飲料・酒類しょうゆ用のボトル
※資源になる物の出し方については、5ページ参照。



○資源になる物（拠点収集）

- ・ **充電電池** :  のマークがある充電式電池
(ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池)
市役所、支所・出張所、中学校地区公民館に設置してある回収ボックスで拠点回収しています。
- ・ **廃蛍光管等** : 直管型・環型・球型の電球、水銀の体温計・温度計
中学校地区公民館、支所・出張所に設置してある回収ボックスで拠点回収し、水銀含有品（蛍光管、体温計、温度計）を安全に回収します。
- ・ **使用済み小型家電** : 品目・サイズは5ページを参照
南支所、出張所、中学校地区公民館、カスミ店舗（高津店、中神立店を除く）、ジョイフル本田に設置してある回収ボックスで拠点回収しています。



○粗大ごみ

指定ごみ袋に入らないもの、入ってもきちんと口が結べないものは粗大ごみです。粗大ごみは、戸別有料収集を依頼するか清掃センターに自己搬入してください。

・戸別有料収集申し込み手順

- ① 市に粗大ごみの収集を申し込む。
(☎ 826-4800 もしくは オンライン申請)
- ② 市から排出日の指定を受け、粗大ごみの品目別の料金を確認する。
- ③ 地域の粗大ごみ処理券販売店で、粗大ごみの処理料金分の処理券を購入する。
- ④ 指定日に粗大ごみに処理券を貼り、玄関前などに出す。
- ⑤ 市が収集する。

オンライン申請フォーム



・清掃センターへのごみの持込みについて

ごみを清掃センターへ直接持ち込むことができます。

(家庭系ごみは10kgあたり130円の処理手数料がかかります。)

※10kg未満は10kgの値段となります。

土浦市清掃センター

住所：土浦市中村西根1811番地1

電話番号：029-841-3427

受付日時：月曜日から土曜日

9時～16時（祝日も受付しております。)

○出せないごみ（販売店や専門業者に依頼するもの）

消火器、金庫、タイヤ、オートバイ、ブロック、かわら、農薬、塗料、注射器などの医療廃棄物、バッテリー、ガスボンベ、農業機械など。

・テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について

「家電リサイクル法」により、市では収集できません。ご家庭で不用になった場合は、以下のいずれかの方法で処理をお願いします。

①新しい機器を購入する販売店または過去に購入した販売店に引き取ってもらう。(リサイクル料金、運搬料等が必要)

②リサイクル料金を郵便局から振り込み、リサイクル券を機器に貼り付けたあと、指定取引場所に自己搬入する。※要確認

指定取引場所：イバラキ流通サービス(株)

住所：かすみがうら市宍倉5685-1

電話番号：029-832-1800

③収集許可業者に引き取りを依頼する。(リサイクル料金、運搬料等が必要)
※要連絡

・パソコンについて

パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づきリサイクルしますので、市では収集しません。使っていたパソコンのメーカー等に連絡するか、宅配便で回収を行う市の連携事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」(<http://www.renet.jp/>) に申し込んでください。

◎資源物については、子ども会廃品回収事業へもご協力ください。

◎ごみ分別辞典「ごみサク」を活用してください



土浦市ホームページ二次元コード
「土浦 ごみサク」で検索



資源の分別にご協力ください



資源の日朝9時までに資源の集積場に出してください

ペットボトル

- ☆キャップ、ラベルをはずしてください。
- ☆軽くすすいでください。
- ☆つぶしてください。



【出し方】

- *透明か半透明の袋に入れて出してください。
- *集積場にネットカゴがある場合は、ペットボトルを直接入れてください。

ビン・缶類

軽くすすいでください。

- ☆中は空にし、軽くすすいでください。
- ☆スプレー缶は必ずガスを抜いてください。
- ☆ビンは色別のコンテナに入れてください。
- ☆金属製のふたは缶カゴに入れてください。
- ☆湯飲み、茶碗などの瀬戸物は入れないでください。



古布

古布を出す時は、ぬれないようにポリエチレン袋に入れて出してください。
(綿や羽毛入り、汚れているものは燃やせるごみ)



乾電池

乾電池・ボタン電池、リチウムイオン電池は、オレンジ色のコンテナに入れてください。



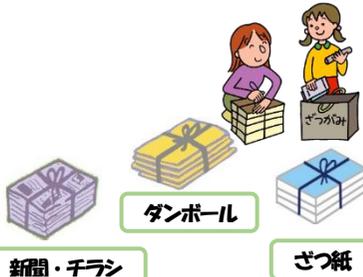
資源の日の前日の朝9時までに資源の集積場に出してください

紙類

新聞、ざつ紙（雑誌、菓子箱、包装紙など）、ダンボールを種類ごとに分けて、ヒモで十字に束ねてください。

※禁忌品は混ぜないでください！！

禁忌品とは…紙の材料にならないものです。
ビニールコート紙、防水加工紙、油紙、感熱紙、カーボン紙、圧着ハガキ、香りつき紙 など



可燃ごみ日と同じ日の朝8時半までに可燃の集積場に出してください

生ごみ

台所から出る食品ごみを出してください。

- ☆生ごみ類
- ☆茶殻
- ☆貝・から類
- ☆不要食品 など



【出し方】

- *水をよく切ってから出してください。
- *生ごみ専用袋に入れて出してください。
- *小分けのビニール、三角コーナーネットと一緒に捨てられます。
- *可燃ごみとの置き分けにご協力ください。

容器フラスの日(週1回)の朝8時半までに可燃の集積場に出してください

容器包装プラスチック

ブランドの付いたものを出してください。

- ☆ビニール類
- ☆ボトル類
- ☆容器・包装類
- ☆発泡スチロール など



【出し方】

- *汚れを軽くすすいでから出してください。
- *透明・半透明の袋に入れて出してください。(レジ袋可)
- *プラスチック製のおもちゃ、洗面器、バケツ、歯ブラシなどは出さないでください。

公共施設などで拠点回収しています

充電電池



左のマークのついている充電式電池

蛍光管



直管型・環型・球型の蛍光管

廃食用油



サラダ油、なたね油、コーン油、ごま油、べに花油、ひまわり油、大豆油、落花生油、オリーブ油、亜麻仁油

(市役所、支所・出張所、中学校地区公民館などで回収しています。)

使用済み小型家電

携帯電話、デジタルカメラ、電卓、リモコン、ゲーム機、ケーブル・コード類、電子辞書など (30cm×15cm以内のもの)

(南支所、出張所、中学校地区公民館、カスミ店舗(高津店、中神立店を除く)、ジョイフル本田で回収しています。)



土浦市環境衛生課(029-826-1111)

(2) 地区ぐるみの清掃など環境美化事業への協力および推進

地区の一斉清掃や霞ヶ浦北浦地域清掃大作戦などへの積極的参加。

①地区の一斉清掃はごみゼロ（5月30日直近の日曜日）を中心として実施。

②霞ヶ浦北浦地域清掃大作戦は毎年7月の最終日曜日と3月の第1日曜日に実施。

※実施日程につきましては、地区長へご確認ください。

※ボランティア清掃活動の実施方法やボランティア清掃袋については、9ページ～10ページ参照。

(3) ごみの減量、資源化を図る地区活動への協力及び推進

子ども会廃品回収事業、分別収集事業などへの積極的な協力。

(4) ごみの不法投棄に関する関係機関への通報

空き地、山林等への産業廃棄物の不法投棄発見の際、関係機関への通報。

(5) 公害の発生又はそのおそれのある場合の関係機関への通報

事業所からの悪臭などの公害発生又はそのおそれのある場合の関係機関への通報。

(6) 河川・湖沼等の汚濁に関する関係機関への通報

河川や湖沼における異臭や汚れ、生物の死骸発見時の関係機関への通報。

※上記活動を行うにあたり、推進員の皆様だけでは、解決できないと思われる事項につきましては、地区長をはじめとする地域の皆様に協力しながら問題解決を図っていただくようお願いいたします。

なお、地区だけで解決できない事項につきましては、市の環境衛生課及び環境保全課へ相談いただきますようお願いいたします。

4 推進員活動時における事故等への対応

推進員活動中の事故等については、市費により加入している傷害保険が適用になる場合がありますので、万一事故等にあわれたときには、速やかに市へ連絡してください。

5 推進員活動に対する市の協力

皆様方が推進員活動を円滑に進めることができるよう、市は次のような協力を行います。

- ①廃棄物対策、公害対策など環境問題についての情報の提供。
- ②推進員活動に必要な助言。
- ③推進員だけでは解決できない、住民からの苦情や要望等への対応。

6 活動にあたってのお願い

- ①活動中は、腕章及び推進員証を携帯してください。
推進員証は委嘱の際にお渡しします。腕章は前任の方から引き継ぎ、交代するときは後任の方へお渡しください。
- ②集積場に出されたごみ袋は清掃目的以外では開封しないでください。
- ③住民の方とのトラブルのないよう、お気をつけください。
- ④市の環境衛生課及び環境保全課と緊密に連絡をとりながら問題の解決にあたってください。

7 関係機関の連絡先

関係機関への問い合わせ及び通報については、以下へお願いします。

○不法投棄110番（県南県民センター☎0120-536-380）

- ・空き地、山林等への産業廃棄物の不法投棄に関すること

○県南県民センター環境・保安課（☎029-822-7048）

- ・事業所からの悪臭などの公害発生又はそのおそれのある場合に関すること

○土浦土木事務所

河川整備課（☎029-822-4345）

- ・河川における異臭や汚れ、生物の死骸発見時に関すること

道路管理課（☎029-822-4347）

- ・県道における不法投棄、生物の死骸発見時に関すること

○国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所土浦国道出張所

（☎029-841-0928）

- ・国道6号における不法投棄、生物の死骸発見時に関すること

○国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所土浦出張所

(☎ 029-821-2155)

- ・霞ヶ浦及び霞ヶ浦湖畔における異臭や汚れ、生物の死骸発見時に関すること

8 市の連絡先

市への問い合わせについては、以下へお願いします。

☎ 029-826-1111 (市役所代表番号)

○環境衛生課 (内線：2474)

- ・さわやか環境推進員制度に関すること
- ・ごみ問題に関すること 等

○環境保全課 (内線：2449)

- ・公害、湖沼等の水質の問題に関すること 等

○清掃センター (☎ 029-841-3427)

- ・家庭系ごみの直接持ち込みに関すること
- ・市道上における生物の死骸対応に関すること

○道路管理課 (内線：2416)

- ・市道における不法投棄等の道路管理に関すること

○公園・施設管理課 (内線：2258)

- ・市の公園における不法投棄等の公園管理に関すること

関係機関が不明な場合は、環境衛生課へお願いします。

ボランティア清掃活動

令和7年4月現在

1 ボランティア清掃活動の条件

町内会や有志等による清掃活動により、公共の場所から出たごみは、①集積場 又は ②臨時指定場所にて収集します。

○良いもの	×だめなもの
①道路（通学路）、公園などの公共の場での清掃や草刈などの環境美化活動で出たごみ ②集積場を清掃したごみ ③街路樹・公園の葉	①家庭の清掃で出たごみ ②会社等の清掃で出たごみ ③イベント（お祭など）で出たごみ ④集会場の通常ごみ ⑤特定の団体がその団体の用で管理している土地・建物のごみ（文化財用地など）

2 ボランティア清掃袋の配布

ボランティア清掃活動に当たり、環境衛生課及び各中学校地区公民館で「ボランティア清掃袋」を配布します。袋の配布に際しては、申請書（計画書）の提出が必要となります。（別添）

3 ごみの分別

ボランティア清掃袋は可燃の区別はありませんが、排出するときは袋ごとに可燃と不燃に分別してください。※分別されていない場合は収集できません。

4 清掃活動別に使用のごみ袋

(1) 町内会清掃活動（ごみゼロ、霞ヶ浦清掃作戦以外のもの）

①集積場収集（可燃収集時） <u>※概ね30袋未満の場合</u>	・ボランティア清掃袋
②臨時指定場所収集 <u>※概ね30袋以上の場合</u>	・ボランティア清掃袋 ・中身の見える袋（旧市指定ごみ袋でも収集します） ※清掃場所が市道路のみの場合は道路管理課、公園のみの場合は公園・施設管理課と収集日、収集場所を調整してください
③清掃センターへの直接持込	・袋指定なし（中身の見える袋） （無料搬入券で対応できます。要申請：環境衛生課のみ）

(2) ごみゼロ、霞ヶ浦清掃大作戦（市が主催して行うもの）

①臨時指定場所収集（申請場所）	・ボランティア清掃袋
②市指定場所収集	

(3) 有志等（事業所含む）によるボランティア清掃活動

①臨時指定場所収集	・袋の指定はありません（中身の見える袋） ・希望によりボランティア清掃袋を配布します
②清掃センターへの直接持込（有料）	

※袋に入っていないごみ（刈った草、枝等）は、収集できません。

※粗大ごみがある場合、清掃活動後に別途ご連絡ください。

5 申請者と配布枚数

(1) 団体の代表者が申請するものとし、配布枚数は原則1回につき大小合わせて200枚までとします。200枚を超えて申請する場合は、あらかじめご連絡ください。

※ただし、ごみゼロ、霞ヶ浦清掃大作戦など市が主催する清掃活動については別途配布します。

(2) 個人申請の場合、配布枚数は原則大小合わせて年間20枚までとします。

※ボランティア清掃袋の大きさは、大(約40L)・小(約20L)になります。

6 清掃センターへ直接搬入する場合の「ごみ無料取扱券」の事前申請

ボランティア清掃活動で出たごみを、清掃センターへ直接搬入する場合、事前申請により処理手数料が免除されます。環境衛生課窓口で「土浦市廃棄物処理手数料免除申請書(別添様式第12号)」の提出をお願いします。

○清掃センターへの直接搬入は、下記の受付時間内をお願いします。



○ 土浦市清掃センター

- ・電話：029-841-3427
- ・場所：土浦市中村西根1811番地1
- ・受付時間：(月～土) 9:00～16:00
祝日も受付しております。
- ・休業日：毎週日曜日
年末年始(12/31～1/3)
- ・料金(10kgあたり)
家庭系ごみ 130円
事業系ごみ 265円
※消費税相当額が含まれています。

7 不法投棄発見時の通報

山林、河川、道路、公園、民有地などにみだりに廃棄物を捨てることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

投棄者が不明の場合、土地の所有(管理)者に処理の責任が及びます。トラブルに巻き込まれないよう自分の土地は自分の手で守りましょう。

不法投棄を見つけたら **0120-536-380 (県南県民センター)** まで

(受付時間外は最寄りの警察署まで)

不法投棄通報アプリ：PIRIKA(ピリカ)



スマートフォンのアプリから、不法投棄された廃棄物の状況を簡単に通報できるようになりました。通報した情報は、位置情報や写真などリアルタイムで茨城県に情報が提供されます。

詳しくは、茨城県廃棄物規制課不法投棄対策室ホームページを参照ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/1fuhotokitaisaku/fuhoutokitaisaku.html>

別添

年 月 日

(提出先) 土浦市長

実施団体名 _____

申請者名 _____

自治会長・さわやか環境推進員・班長・その他 ()

住 所 _____

電話番号 _____

清掃活動実施計画書

実施日時	年 月 日 曜日 (予備日: 月 日 曜日) 時 分から 時 分まで ※集積場清掃用の場合は記入不要です。		
目的 ○をつけてください	町内のボランティア清掃活動		
	集積場のボランティア清掃		
	その他 ()		
収集場所 ○をつけてください	集積場 (可・不燃通常収集)		臨時指定場所
必要枚数	ボランティア清掃袋大 (約 40 L) 枚 ボランティア清掃袋小 (約 20 L) 枚 その他 () 枚		
備考	※連絡先が申請者と異なる場合 氏 名 _____ 住 所 _____ 電話番号 _____ ※その他特記事項 _____		
添付資料	※臨時指定場所収集の場合は、収集場所の箇所数と種類 (可燃・不燃・その他) を記載した <u>地図</u> を添付してください。		

※ボランティア清掃袋の配布場所は、土浦市役所環境衛生課 又は 各中学校地区公民館です。

年 月 日

(申請先) 土浦市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事
務所の所在地並びに名称及
び代表者の氏名)

電 話

土浦市廃棄物処理手数料免除申請書

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 21 条の規定により、廃棄物処理手数料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

廃棄物の種類	
免除の理由	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

参考資料

○土浦市さわやか環境推進員要綱(抜粋)

平成7年10月31日

土浦市告示第100号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの適正な処理及び減量化を進めるとともに地域の良好な環境を保全するため、土浦市さわやか環境推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し必要な事項を定め、もって市民と市が協力して清潔で快適なまちづくりの実現に資することを目的とする。

(活動範囲)

第2条 推進員の活動範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地区におけるごみの分別の徹底、排出期日の励行その他ごみの適正排出についての啓発及び推進に関すること。
- (2) 地区ぐるみの清掃その他環境美化事業への協力及び推進に関すること。
- (3) ごみの減量、資源化を図る地区活動への協力及び推進に関すること。
- (4) ごみの不法投棄に関する市への通報に関すること。
- (5) 公害の発生又はそのおそれのある場合の市への通報に関すること。
- (6) 河川、湖沼等の水質の汚濁に関する市への通報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(委嘱)

第3条 推進員は、社会的信望があり、かつ、地域における環境問題に熱意と識見を有する者で、地区長の推薦を受けたもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とし再任されることを妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(腕章の着用等)

第5条 推進員は、第2条各号に掲げる活動をするに当たっては、市が貸与する腕章を着用するとともに、土浦市さわやか環境推進

員証(別記様式)を携帯しなければならない。

(市の協力)

第6条 市は、推進員との連携を密にするとともに、推進員の活動に適切な助言を行うなど必要な協力をしなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式(第5条関係)

第	号
土浦市さわやか環境推進員証	
住所	
氏名	
上記の者は、土浦市さわやか環境推進員要綱に定める土浦市さわやか環境推進員であることを証明する。	
年	月 日
土浦市長	印

備考 この証明書の大きさは、縦62ミリメートル、横100ミリメートルとする。